

令和3年兵庫県立大学大学院情報科学研究科規程第2号

兵庫県立大学大学院情報科学研究科教授会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学教授会規程（平成25年兵庫県立大学規程第78号）第11条の規定に基づき、情報科学研究科教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

2 教授会は、前項各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める次に掲げるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 教育課程の編成

(2) 学生の履修

(3) 学生の在籍に関する事項（退学、転学、留学及び休学を除く）

(4) 学生の懲戒処分

(5) 情報科学研究科長（以下「研究科長」という。）候補者の推薦

(6) 教員の採用及び昇任候補者の教育研究業績等の審査

3 教授会は、前2項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(構成)

第3条 教授会は、情報科学研究科に所属する教授及び准教授をもって構成する。

2 ただし、第2条第2項第6号に関する審議を行う際は、情報科学研究科に所属する教授のみをもって構成する。

(招集)

第4条 教授会は、研究科長が必要と認めたとき、研究科長が招集する。

2 研究科長は、全構成員の3分の1以上の要求があったときは、教授会を招集しなければならない。

(定例会及び臨時会)

第5条 教授会は、原則として毎月1回定例会を開くものとする。

- 2 研究科長は、第5条第1項に基づき、臨時会を招集することができる。
- 3 教授会は非公開とする。

(議事)

第6条 教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。研究科長があらかじめ指名する構成員は、研究科長に事故があるときは、教授会の議長の職務を代理し、研究科長が欠けたときは、教授会の議長の職務を行う。

- 2 議長は、教授会を主宰する。
- 3 教授会は、構成員の3分の2以上をもって定足数とする。ただし、6ヶ月以上の長期出張中の者及び休職中の者は構成員の数に算入しない。

(議決)

第7条 教授会の議事について採決を必要とするときは、構成員の出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項にかかわらず、教授会において特に重要な審議事項については、構成員の出席者の3分の2、もしくは4分の3以上の同意により教授会の意見を決すると別に定めることができる。

(構成員以外の者の出席)

第8条 議長が必要と認めた場合は、教授会の構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(議事録)

第9条 教授会に議事録を備え、議事進行の過程及び審議事項を記入し、次回の教授会においてその確認を受ける。

- 2 議事録は、研究科長が保管し、構成員の要求があるときはこれを提示するものとする。

(規程の改正)

第10条 この規程の改正は、教授会の意見を聴いた上で、研究科長が行う。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の意見を聴いた上で、研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。